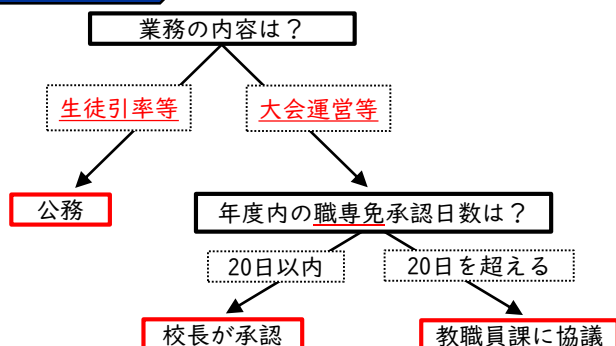


～職務に専念する義務の免除（職専免）編 ②～

教職員が教育関係団体の業務に従事する場合の服務上の取扱いについては、Vol.5「職専免編」で誤りやすいポイントを説明したところですが、特に部活動の大会等の業務に従事する場合の取扱いについて照会が多いことから、改めてお知らせしますので、誤りのないよう留意してください。（この資料と「教職員が教育関係団体の業務に従事する場合の服務上の取扱いについてQ&A（H29.4発行）」を併せて御覧ください。）

CASE I 自校の管理下において行われる活動で、自校の生徒が参加する大会等

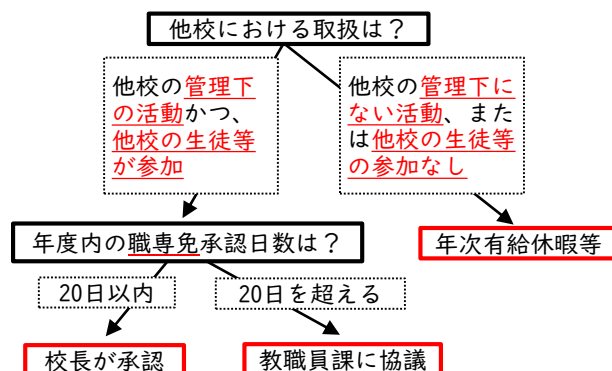


- ・業務の内容で「公務」か「職専免」を判断します。
- ・「生徒引率等」とは、生徒引率、応援、当番校業務、監督会議、抽選会及び会場準備・設営などが該当します。（Q&A：Q40，44参照）
- ・「大会運営等」とは、実行委員会、運営会議、大会運営、本部業務、審判、理事会、役員会などが該当します。（Q&A：Q41参照）

Point

- ・「管理下において行う活動」とは、部活動の大会等、教育活動として位置付けられている活動を指します。（Q&A：Q30～Q39参照）
- ・一方、選抜チームの活動やクラブチームの活動などの、教員が公務として生徒引率等を行わないものは、「管理下で行う活動」とは言えないため、下記「CASE II」となります。

CASE II 他校の管理下において行われる活動、又は自校の生徒が参加しない大会等



- ・他校における当該活動の取扱で「職専免」か「年休等」を判断します。
- ・「他校」とは、原則道立学校のことを指しますが、道立学校が道予選で全て敗退し、全国大会に私立学校や市町村立学校しか出場しない場合であっても、大会の運営等業務に従事する必要がある場合には、職専免を承認して差し支えありません。（Q&A：Q72参照）

Q1：上記「CASE I」の「大会等の運営に関わるもの」について、当該大会の高体連等の役員として参加する「大会視察」は含まれるのか？

A1：役員としての用務が「大会視察」のみである場合については、当該視察が大会等の運営に関わるものであるとはいえないため、大会視察の理由を問わず「大会等の運営に関わるもの」に該当しないと考えられます。
なお、視察が生徒の大会等への参加に際して行う、会場の下見や視察である場合は「公務」となります。

Q2：次の業務に従事する場合の服務上の取扱いについて教えて欲しい。

- ①中体連や中文連が主催する大会の大会役員（審判員）
- ②国体または全国障害者スポーツ大会に出場する北海道代表チームのコーチ

A2：①上記フローチャートにおける他校とは、原則道立学校のことを指しますが、中体連・中文連が主催する大会等の運営業務に従事する場合に限り、他校の教育活動として位置付けることができるため、他校の生徒等が参加する大会等の運営に関わるものに準じて取扱いします。（Q&A：Q66）

- ②職員が国体または全国障害者スポーツ大会に参加等をする場合については、道人事委員会から職専免の特例承認を受けているため、職専免で従事することが可能です。（部活動の大会等の業務に従事する場合の取扱いの対象外）

- 参加選手団本部役員、監督、コーチまたは選手として国体に参加する場合（大会時のみ）
- 大会役員、競技会役員及び競技役員として業務に従事する場合（大会時以外でも可能）

皆さんの「そこが知りたい！」を募集します！URLまたはQRコードからご応募ください！（道立学校のみ）

（応募用URL⇒<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=00rO0Wna>）

※応募数や内容によって掲載できない場合があります。あらかじめ御了承ください。



QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です